

平成 27 年度決算に係る財政的援助団体等監査結果に基づき講じた措置

1 指摘事項

指摘事項	講じた措置
<p><b>【公立大学法人公立鳥取環境大学】</b>                      一般入試地方会場出張者の宿泊ホテル及び交通機関の予約業務に係る委託契約について、予定価格を決定しておらず、契約書も作成していなかった。                      （所管課 教育・学術振興課）</p>	<p>公立大学法人公立鳥取環境大学（以下「鳥取環境大学」という。）の契約事務担当者の鳥取環境大学の契約事務に係る規程等への理解不足及び上司の確認が十分でなかったことが原因である。                      再発防止のため、県から鳥取環境大学に対して、文書及び訪問により厳重注意を行うとともに、全事務職員を対象とした会計事務研修会の開催、原因の究明及び会計事務フローの検証を指導した。                      これを受け、鳥取環境大学において、平成 29 年 3 月に県会計管理者職員が講師として、会計事務研修会を開催するとともに、会計事務フロー全体を検証した上で契約事務マニュアルを作成することとした。</p>
<p><b>【北栄町まんのまちづくり企画実行委員会】</b>                      コナン通りブロンズ像設置工事外 1 件について、工事の年度内完成が見込めなくなったにもかかわらず、予算の繰越手続を行わず、変更契約を行って補助事業を年度ごとに分割していた。                      （所管課 まんが王国官房）</p>	<p>北栄町まんのまちづくり企画実行委員会（以下「実行委員会」という。）の補助事業の進捗見込みが甘かったこと及び県が補助事業の進捗状況を把握できていなかったこと、予算繰越の適用についての認識不足が原因である。                      再発防止のため、実行委員会に対して、事業進捗の正確な把握と県への報告、予算にかかる適正な手続を行うよう指導した。                      また、県においては、年度途中で進捗状況の把握を早期に行い、事業実施に日時を要する可能性のある事業については、補助事業者から年度中途での実施状況の報告を求め、必要な場合には調査を行うこととする。やむを得ず年度内に全ての事業が完了しない場合は、繰越手続を行うこととした。</p>
<p><b>【北栄町まんのまちづくり企画実行委員会】</b>                      「まんが王国とっとり」国家戦略プロジェクト推進補助金について、補助事業の実施に伴う収入を補助対象経費から控除していなかった。                      （所管課 まんが王国官房）</p>	<p>北栄町まんのまちづくり企画実行委員会（以下「実行委員会」という。）の交付要綱に対する認識不足及び補助対象経費から控除すべき収入の具体的な取扱いについて、県が実行委員会に対して周知徹底できていなかったことが原因である。                      監査指摘を受けて、県は速やかに過大交付となる補助金の返還を受けた。                      再発防止のため、県は控除すべき収入の取扱いについて、実行委員会に周知徹底することとした。また、実地調査等において事業の全体像を把握し、</p>

指摘事項	講じた措置
	関係する収入について適切に取り扱うこととした。
<p><b>【公益財団法人鳥取県産業振興機構】</b> 次世代・地域資源産業育成事業助成金について、実績報告書の受理が遅延しているものがあった。 (所管課 産業振興課)</p>	<p>公益財団法人鳥取県産業振興機構（以下「振興機構」という。）において、助成金を交付している事業者に対する実績報告書の提出期限順守の指導及び事業の進捗管理が十分ではなかったこと、また、助成金の交付を受けている事業者の認識不足が原因である。 再発防止のために、県から振興機構に対して文書で是正措置を求めるとともに、振興機構が定期的に事業者を訪問する等により事業の進捗管理を徹底することとした。</p>
<p><b>【公益財団法人ふるさと鳥取県定住機構】</b> 地域中小企業・小規模事業者U I J ターン人材確保等支援事業（若者向け）に係る委託契約について、財源として国庫補助金の交付決定を受けたにもかかわらず、機構の事務処理の遅延のため国庫補助金の交付を受けることができず、機構の自己財源を充当していた。 (所管課 雇用人材局就業支援課)</p>	<p>公益財団法人ふるさと鳥取県定住機構（以下「定住機構」という。）の進捗管理が不十分であったことが原因である。 再発防止のため、県から定住機構に対して文書で是正措置を求めるとともに、今回の事例を定住機構の全職員に周知し、併せて業務に係る進捗管理を定住機構の組織全体で行うよう徹底することとした。</p>

## 2 監査意見

監査意見	講じた措置
<p><b>1 (1) 総務部、地域振興部、商工労働部、農林水産部</b> <b>補助金等交付要綱の適切な作成について</b> (財政課、人権局人権・同和対策課、交通政策課、スポーツ課、立地戦略課、通商物流課、農業振興戦略監畜産課) 鳥取県運輸事業振興助成事業補助金（一般社団法人鳥取県バス協会分）においては、補助金の一部が補助事業者から間接補助事業者へ交付されているが、当補助金交付要綱には間接補助事業についての規定がなかった。また、当該補助金及び和牛改良推進基金事業補助金では、交付要綱に補助対象経費として事業名等のみを記載し、費目等は明記していなかった。 鳥取県人権文化センター調査研究事業（同和問題）補助金では、補助事業者が図書資料の作成と販売を行い直接的な収益を得ているが、当該収益分を補助対象経費より控除しておらず、交付要綱にもそれを規定していなかった。 スポーツによる情報発信・地域おこし支援事業補助金では、補助事業者による自社の広告媒</p>	<p>補助金交付要綱に対する理解の不足やその重要性に対する認識が不足していたことが原因である。 補助金等事務（補助対象経費の明示、補助事業に伴う収入控除の取扱）について適切な事務執行を行うよう通知文書により全庁的に周知徹底した。 また、補助事業実施に当たっての注意点等を分かりやすくまとめた冊子の作成を検討するほか、会計事務研修会などの機会を利用して補助金等事務の適切な執行について職員への周知を図ることとした。 なお、共同申請を行っていない親会社などによる補助事業実施の取扱い、代金の早期支払による割引相当分の取扱い及び関連企業との契約によ</p>

監査意見	講じた措置
<p>体（ちらし）への掲載に係る費用を補助対象経費としていた。</p> <p>企業立地事業補助金では、共同申請を行っていない補助事業者の親会社が補助事業による取得財産を保有していたほか、補助事業による資産購入に際し、支払代行会社との別途契約による代金の早期支払による割引相当分を補助対象経費としていた。また、企業立地事業環境整備補助金では、関連企業との契約による内部利益を補助対象経費から控除していた。企業立地関係の補助金に係るこれらの取扱いについては、鳥取県企業立地等事業助成条例や同条例施行要綱、関係要綱において直接的な規定がなく、ほかに取扱いを定めたものも見受けられなかった。</p> <p>補助金の執行に当たっては、適正性はもとより、有効性や透明性、公平性等も担保することが必要で、補助金等交付要綱等において、補助対象経費等できるだけ具体的に示し、事業の執行に当たり県と補助事業者間の認識等に差異が生じないように努めることが必要である。</p> <p><b>については、県補助金等交付規則や「補助金等に係る手続の簡素化と事務の適正処理について」（平成11年3月財政課長通知）の通知等も踏まえ、補助事業の目的、内容に応じ、補助対象経費の明確化と補助事業に伴う収益や関連会社等からの調達に係る利益の控除の考え方も補助金等交付要綱等に適切に反映されたい。</b></p>	<p>る内部利益の取扱い等指摘を受けた事項については、要綱や運用基準に明記することにより改善を図った。</p>
<p><b>1（2） 総務部、地域振興部、観光交流局、生活環境部</b></p> <p><b>補助金等事務の適正な執行について</b> （財政課、スポーツ課、まんが王国官房、環境立県推進課）</p> <p>有限会社クレイドでは、補助事業と団体独自の事業とを区分して経理を行っていなかったことから、概算払により補助金を受領しているにもかかわらず、年度末に補助対象経費の支払いを団体役員が立替払いしている状況が見受けられた。</p> <p>北栄町まんがのまちづくり企画実行委員会や鳥取県セーリング連盟では、補助金により備品等の購入を行っているが、財産台帳等を整備していなかった。</p> <p>また、一部の補助金等交付団体においては、経理に係る規程等の整備や契約書の作成、予定価格の決定等を行っていなかった。</p>	<p>補助金等事務に対する理解の不足やその重要性に対する認識が不足していたことが原因である。</p> <p>補助金等事務（経理規程の整備、契約事務手続）について適切に補助事業者を指導監督するよう通知文書により全庁的に周知・徹底した。</p> <p>また、補助事業実施に当たっての注意点等を分かりやすくまとめた冊子の作成を検討するほか、会計事務研修会などの機会を利用して補助事業者に対する指導監督の重要性について職員への周知を図ることとした。</p> <p>なお、監査指摘を受けた案件については、補助金等交付団体に対して指導し、財産台帳の整備等</p>

監査意見	講じた措置
<p>補助事業の執行に当たっては、事務手続の簡素化や事業の効率的な運用等、補助事業の仕組み、金額の多寡等に応じ個別の配慮が必要とは考えるものの、基本的には経理事務の誤りや不正の防止等の適正性や経済性等を確保するため、補助事業と団体独自の事業の経理を明確に区分することや契約書の作成、予定価格の決定、財産台帳の整備、また、これらを包含する規程等の整備を行うこと等が必要である。</p> <p><b>については、補助金がより適正に執行されるよう、補助金等交付団体に対し、経理規程の整備等、必要に応じて指導を行われたい。</b></p>	<p>の改善が図られた。</p>
<p><b>2 総務部、生活環境部</b>  <b>鳥取県立東郷湖羽合臨海公園（引地地区を除く。）の管理について</b>  （行財政改革局業務効率推進課、緑豊かな自然課）</p> <p>鳥取県立東郷湖羽合臨海公園（引地地区を除く。）は、県民の心身の健康増進を図ることを目的として設置されている公の施設で、現在は指定管理者である一般財団法人鳥取県観光事業団・株式会社チュウブ共同企業体が管理を行っている。</p> <p>当公園では施設の老朽化等に伴い、安全施設であるフェンス等の工作物等に破損や腐食が生じており、さらに、昨年10月に発生した鳥取県中部地震により吊り橋の亀裂や遊歩道の階段の陥没等新たな被害が発生したことから、指定管理者においては危険箇所をロープによる立入禁止等の表示を行う等の措置を行っている。</p> <p>現在、所管課では公園施設長寿命化計画策定事業により、公園地内のすべての施設について点検を実施し、今後の計画的な施設整備を行うための基礎資料をまとめているところではあるが、水辺にある公園という立地環境も考慮すると、人身事故等の発生防止に向けた対応は急務であると考えます。</p> <p><b>については、指定管理者と連携して施設の点検結果の確認を行うとともに、危険箇所等の改善に向けて優先度を判断したうえで、安全対策を講じ、誰もが安心・安全に利用できるよう施設の計画的な維持管理を図られたい。</b></p> <p>一方、本年度、ワールドトレイルズカンファレンス鳥取大会開催において大会関係者による現場見地の際に、当大会コース沿いに草刈り等の整備がなされていない荒れ地を確認した。そ</p>	<p>限られた人員体制及び予算の範囲で管理区域の明確化及び修繕工事等を行っているため、実施の順位付けを検討する中で、指定管理者とのコミュニケーション不足等もあり、現地の劣化状況等の把握と対応が遅れる事例が発生したものである。</p> <p>優先度の高い東郷湖護岸近くの腐食破損したフェンス柵の修繕等については、平成29年11月に完了したところである。</p> <p>中部地震による吊橋部斜路の亀裂や階段の陥没に係る復旧については、平成29年3月に陥没応急処置を行い、通行止めを解除した。その後、同年4月に本復旧完了済である。</p> <p>その他の箇所については、指定管理者と連携し、緊急に修繕等の措置が必要な場合、迅速に対応するとともに、平成28年度に実施した長寿命化計画策定事業による公園施設の一斉点検結果を踏まえ、緊急度を考慮の上、対応を順次行っていく。</p> <p>さらに、指定管理者から提出される毎月の定例業務報告における、修繕・点検・検査の実施状況については、必要に応じて写真の提出などによる詳細な報告を求めるとともに、指定管理者との定期的な会合を実施することで、管理水準の適正化に向けた緊密な連携を強化する。</p> <p>また、指定管理者とともに現地確認を行い、公園の管理区域を明確にした。</p> <p>なお、その他の指定管理施設においても、所管課と指定管理者の間で管理区域も含めた管理条</p>

監査意見	講じた措置
<p>の後、当区域は指定管理者が管理すべき当公園地内と判明したが、この時点まで指定管理者にはその認識がなかった。</p> <p>また、この区域以外にも、その都度、県に確認を行い対応は行っているものの、指定管理者が管理すべき区域を正確に把握していない箇所があった。</p> <p><b>については、指定管理者と共に早急に管理区域の確認を行われたい。</b></p> <p><b>また、他の指定管理施設においても適切な管理を行うため、公の施設の管理を指定管理者に委任している所管課に対し、必要に応じて管理区域等管理条件の確認を行う等、適切な運営に努められるよう指導されたい。</b></p>	<p>件の確認を改めて行った。</p>